

環境省 国内排出量取引制度検討会

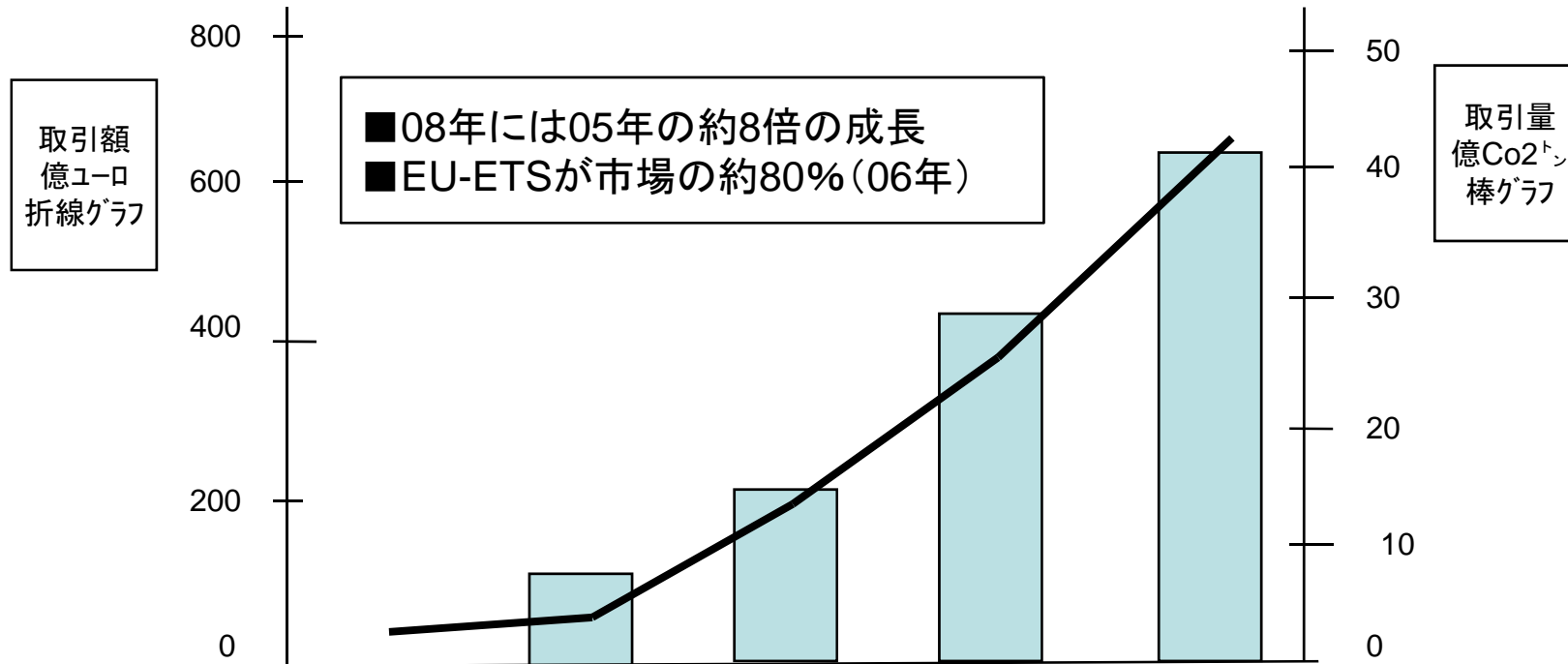
排出量取引における市場機能強化

2008年5月9日

三菱東京UFJ銀行
常務取締役
平野 信行

1. 世界の排出量取引の現状

■世界の排出量取引は急拡大



| | 2004 | | 2005 | | 2006 | | 2007 | | 2008 (予測) | |
|-----------|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|-----------|-----|
| | 取引額 | 取引量 | 取引額 | 取引量 | 取引額 | 取引量 | 取引額 | 取引量 | 取引額 | 取引量 |
| 合計 | 4 | 1 | 82 | 7 | 225 | 16 | 400 | 27 | 630 | 42 |
| 市場型 | | 0 | 60 | 3 | 184 | 11 | | | | |
| (内EU ETS) | | 0 | 60 | 3 | 181 | 11 | | | | |
| 事業型 | 4 | 1 | 22 | 4 | 41 | 5 | | | | |
| (内CDM+JI) | 4 | 1 | 20 | 4 | 40 | 5 | | | | |

(出所)国際排出量取引協会
2008(予測)のみポイントカーボン

2. 日本の排出量取引の動向

■日本の排出量(CDM/JI)購入実績は約30%

CDM/JIは排出量全体取引の約30%＝日本の購入量は全体の約9%
(03～06年累計)／政府登録簿数は119(07年末)

■政府による排出量買取動向

「京都議定書目標達成計画」では90年比6%減に満たない部分について
京都メカニズムを活用し、90年の1.6%(5年で1億トン)を取得する。
NEDO(新エネルギー・産業技術開発機構)が民間企業の取得した
排出量を買取(契約量約9百万トン:07年11月)

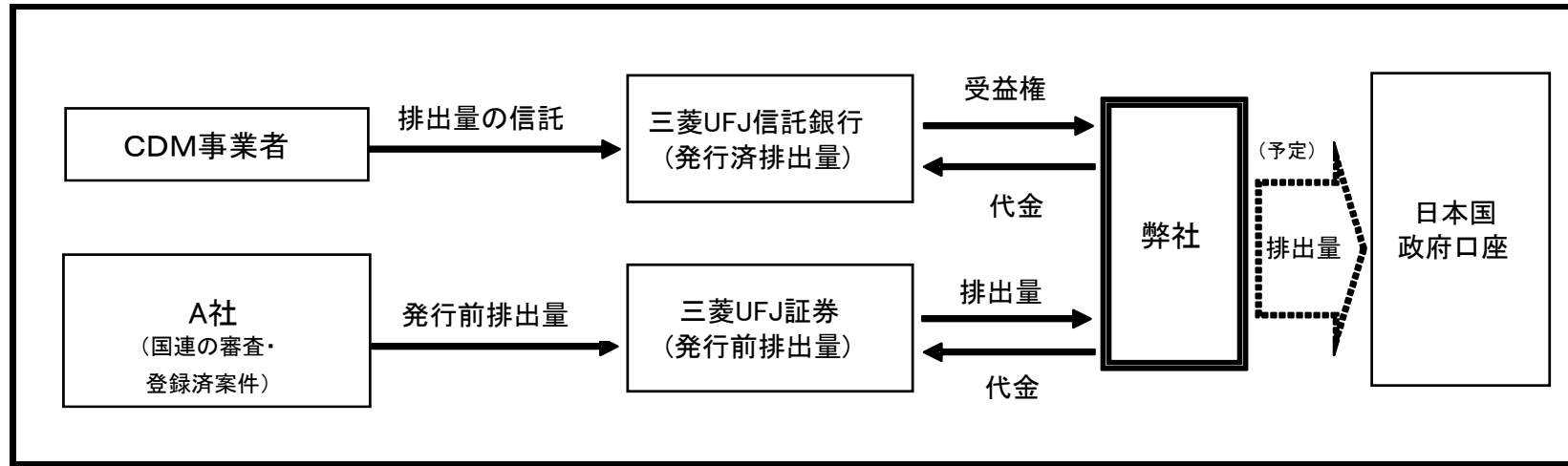
■民間企業による環境自主行動計画遂行

(業界)発生見込量は(12年まで)約2億1千万トン(06年12月)
内 電気事業連合会1億2千万トン、日本鉄鋼連盟4千万トン
(個別企業)累計取得量は合計1億1千万トン(07年11月)
電力、石油、建設、化学、電機、商社等

■民間企業によるカーボン・オフセット実施

ローソン、アコム、セブン&アイ・ホールディングス、ソニー銀行他

3. 排出量購入事例（弊行の事例）



■ **取得量**：5.5万トン（上記三菱UFJ信託銀行と三菱UFJ証券の合計）
丸の内本館ビルの年間排出量の5年分（05～09年度分）に相当。
期限到来の近い分を発行済排出量で賄い、先の分は発行前排出量で調達。

■ **案件**：発行済排出権は、信託受益権の形態で三菱UFJ信託銀行から購入。
発行前排出権は、マレーシアのバイオマス発電事業案件を三菱UFJ証券から購入。

4. 国内排出量取引の課題

■ 迅速な取引ができない(アベイラビリティの問題)

現状、排出量購入手段は、プロジェクトベースの購入か、総合商社経由の購入などに限られており、利便性が課題。

■ 標準価格が存在しない

一件毎の相対取引であり、価格が一般的に分からない。

「適正価格発見」が必要 ～透明性・公平性な一物一価。

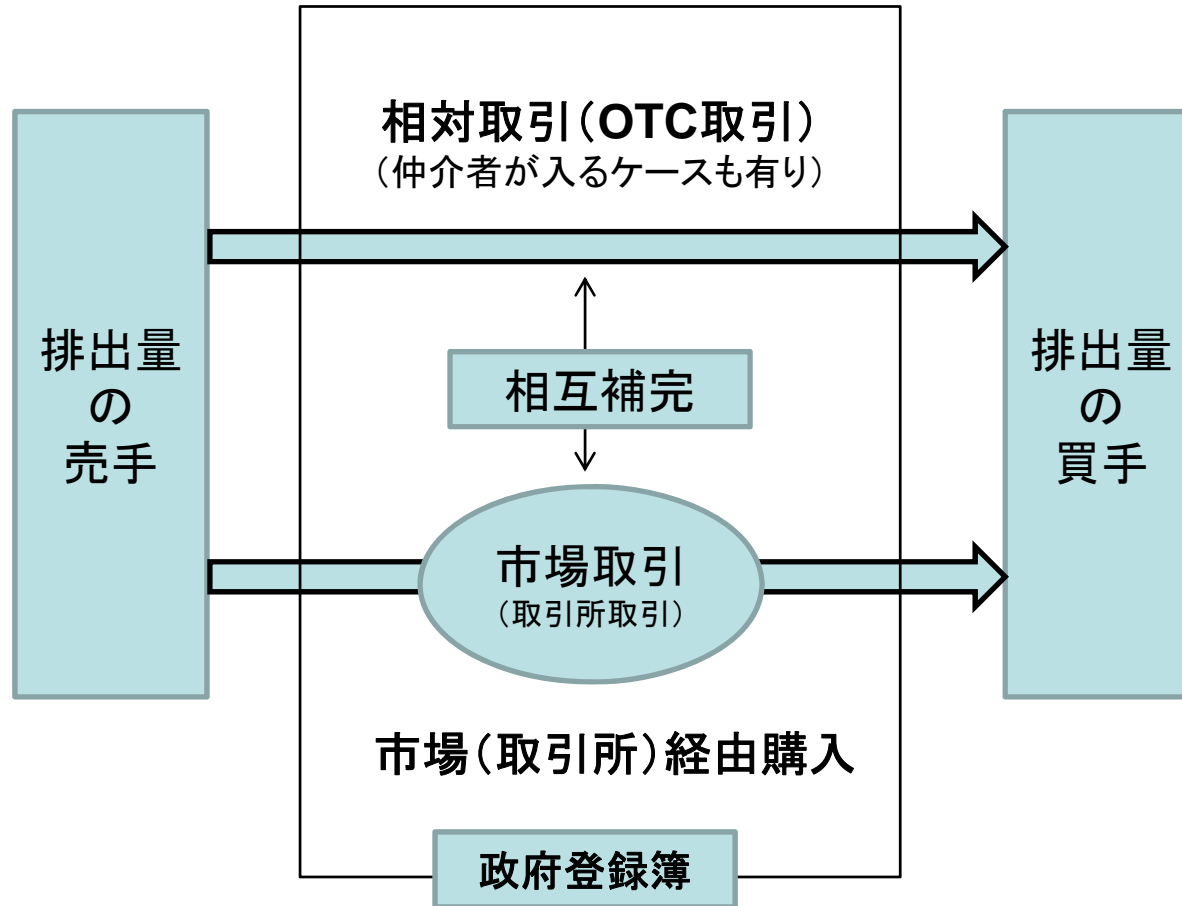
CDMプロジェクトから購入した価格は約7～25ドルとバラツキが大きい(世界銀行)

■ ポスト京都議定書への対応

世界的な排出量取引市場創設の動き。

→アジア地域には有力な市場が存在しない。

5. 排出量取引の2つのルート



「相対取引」と「市場取引」は相互補完の関係。

6. 排出量市場の考え方

■各主体におけるCO₂の削減が大命題

市場創設が主目的ではなく、あくまでもCO₂の削減が本来の意義。

■融通機能の位置づけ

排出量が余剰、または計画外で不足になるなど、調整が必要なときに随時融通(調整)する役割である。CDM/JIとの裁定取引の機会を与える。

■効率的な資源配分

市場メカニズムを通じて効率的な資源配分を実現させるとともに、価格発見機能を発揮して、発行済みの排出量の質を評価する役割を果たす。

7. 市場メカニズムの機能強化案

■参加者の拡大

事業法人(電力、石油、建設、化学、電機他)、商社、金融機関
海外金融機関や多国籍企業等にも門戸を開く。

■商品性・機能性の向上

ECX(European Climate Exchange: 欧州気候取引所)

世界の約7割の取引をこなす中心市場(取引所)、CCX(Chicago Climate Exchange: シカゴ気候取引所)が設立

先物(Future)として、3ヶ月毎(CME IMM方式)の限月方式や、現物と同様に扱える制度(EFP: Exchange for Physical)、清算・決済システムの安全性強化等により、商品性・機能性を向上させている。

■公正、適正、透明性の確保

市場で取引される排出量の質や量に関する情報を提供し、情報の非対称性を排除する。格付け機関など外部機関によるモニタリング機能も重要。

8. 排出量(欧州)市場の安定性について



■ EU-ETSの市場動向

- ①原油価格等の上昇に伴い、投機的な需要が増大(05年物)
- ②EU-ETS排出枠割当に余剰が生ずることが明らかになり、急落(06年物)
- ③第1フェーズの排出量余剰を第2フェーズに持ち越しできず、投売り(07年物)
- ④第2フェーズは、制度の安定と情報の共有化が進み、市場を安定化(08年物)

■ 検討課題

統一されたルールに基づく排出量取引制度、十分かつ健全な情報の提供、国別登録簿システムをつなぐ国際取引登録(International Transaction Log : ITL)のオンライン化等のインフラ整備等。

9. 投機的な動きにどう対応するか

■ ディスクロージャーとモニタリングの強化

市場関連情報の透明性や隠蔽をチェック、売買動向等の公表と当局への報告等により、強化する。

→ 透明性や公平性を強化する効果。

■ マーケットメーカー制度の導入

国債取引や取引所等で導入されている、大手金融機関が自主的に売りと買いの両サイドにオーダーを置くマーケットメーカー制度を導入する。

→ 市場の安定や円滑な取引に寄与する効果。

10. 金融機関の市場サポート対応

■ 排出量取引サポート

3月に国会に提出された「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」には、銀行・保険会社本体にも、排出権の現物売買の認可が盛り込まれており、今後、幅広い排出量取引のサポートが可能になる。

■ 清算・決済代行

清算・決済システム(制度)には、清算・決済を実行できる清算会員と通常会員の分類がある。

欧州では、取引所取引はもちろん、相対(OTC)取引も、排出量取引は主として金融機関経由の清算・決済システムで対応されており、事務コストの削減に寄与している。

また、カウンターパーティリスクを制度として清算・決済システムが吸収することから、
決済リスクを管理可能な金融機関が代行することが望ましい。

■ ドキュメンテーション

ISDAにおける活動と同様に、契約の定型化を進め、事務コスト(負担)の削減に 11
寄与する。